内閣衆質一五四第一五八号

平成十四年八月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長綿貫民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出土地区画整理事業に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川田悦子君提出土地区画整理事業に関する質問に対する答弁書

一について

7 て、 築物等の移転等に伴う損失補償についての関係権利者との合意形成の難航等により事業が長期化している 41 行の認可の公告があり平成六年に終了の認可の公告があった地区 状況については、本調査により、 数及び総面積は、それぞれ二千二百七十八地区及び八万七千五百七へクタールであり、これらの進ちょく 換地処分の公告のあった日等を通じて把握しているところである。 おり、 地区の都道府県別の数及び面積については、 国 土地区画整理事業を施行している地区(平成十三年度中に事業が終了した地区を含む。)の全国の総 土交通省が実施した調査 事業計画の決定等の公告のあった日から二十年以上又は三十年以上を経ても事業が終了していな (以 下 事業計画の決定の公告のあった日、当初の仮換地の指定の効力発生の日、 「本調査」という。)によれば、 別表のとおりである。 (事業施行期間六十三年) また、 これらの中には、 平成十四年三月三十一日時点におい 本調査によれば、 仮換地の指定や建 が最長となっ 昭和六年に施

二及び四の(1)について

事例もあるものと認識している。

_

画 の決定に際して、 土地区画整理事業は、 事業計画又は換地計画の縦覧、 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)において、 利害関係者による意見書の提出等の手続が定められて 事業計 画又は換地計

おり、

利害関係者の意見が反映される仕組みとなってい

. る。

7 の開催、 要であるところ、 おり、 さらに、 事業の立ち上げの段階から住民の意見が十分に反映される仕組みとなっている。 都市計画の案の縦覧、 地方公共団体施行の土地区画整理事業については、 都市計画の決定に際しては、 関係市町村の住民及び利害関係人による意見書の提出等の手続が定められ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)において、公聴会 事業実施の前提として都市計画の決定が必

三について

ろ、 地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、 のような趣旨を踏まえて、 の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」と規定しており、 地方公共団体施行の土地区画整理事業は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二条第十三項は、 御指摘のような表現としているところである。 各地方公共団体の自治事務として実施されるものであるとこ 「法律又はこれに基づく政令により 国は、 地方公共団体が地域 Z

四の(2)について

地方公共団体施行の土地区画整理事業においては、 事業の立ち上げの段階から住民との適切な連携を工

事業の推進が図られることが望ましいと考えてい

る。

夫し、

住民を主体にしたまちづくりを行うことにより、

四の(3)について

お尋ねの 「住民との適切な連携」とは、例えば、 土地区画整理事業の施行地区内の関係権利者による協

議会の立ち上げやその継続的な活動を地方公共団体から専門家を派遣することにより支援することが考え

お ŋ 事業の立ち上げ段階から事業の実施段階までの各段階において、 住民の意見の反映のための手続が

規定されている。

られる。

また、

地方公共団体施行の土地区画整理事業については、

二及び四の(1)についてで述べたと

五について

地方公共団体施行の土地区画整理事業については、 都市計画の決定を前提として実施されるものである

が、 二及び四の $\widehat{1}$ についてで述べたとおり、 事業の立ち上げ段階から事業の実施段階までの各段階に

おいて、住民の意見の反映のための手続が規定されている。

六について

土地 区 画整理事業の実施に当たっては、 住民の意向を十分に踏まえつつ、その理解と協力を得ながら進

められることが望ましいと考えている。

七について

御指摘 0 「公共事業の説明責任 (アカウンタビリティ) 向上行動指針」 は、 直接的には、 地方公共団体

を対象として作成されたものではないが、 公共事業の説明責任の向上を図るためには、 地方公共団体 : の 積

極的 な取組が不可欠であり、 地方公共団体が当該行動指針を参考に同様の取組を行うことが望ましいと考

えている。 なお、 都道府県及び指定都市に対して、 当該行動指針を参考として送付している。

八について

土地区画整理法第九十八条第一項においては、 「施行者は、 換地処分を行う前において、 土地の区画形

質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換

地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる」

定することができ、 ことになっており地権者が全体計画である換地計画を周知することが前提である」とは解されない こととされている。 御指摘の すなわち、 のように 工事のために必要がある場合においては、 「法理論からしても、 換地計画を縦覧した後、 換地計画に先立って仮換地を指 仮換地指定をおこなう

ても、 係る工事のため必要がある場合」には、 定処分をするときでも、 なお、 「法九八条一項前段の前半所定の 最高裁判所昭和六十年十二月十七日第三小法廷判決 換地計画に基づくことを要しないものと解するのが相当である」 事業の規模の大小にかかわらず、 「土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に (民集三十九巻八号千八百二十一頁) また、 換地予定地的仮換地 旨判断されてい におい の指

九について

る。

状況、 後十年が経過した時点で継続中の事業等について、 月六日付け国土交通事務次官通達)に基づき、 国 土交通省所管の公共事業に関しては、 コスト縮減、 代替案立案等の可能性等の視点から評価を行い、 「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」 事業採択後五年が経過した時点で未着工の事業、 事業をめぐる社会経済情勢等の変化、 事業の継続、 中止等を決定すること 事業の進ちょく (平成十三年七 事業採択

別 表

20年以上又は30年以上を経ても事業が終了していない地区の都道府県別の数及び面積

	20年以上経過した地区			
			うち30年以上経過した地区	
都道府県名	数	面積 (ヘクタール)	数	面積 (ヘクタール)
北海道	5	975		
青森県	6	404	1	40
岩手県	3	181	2	71
山形県	1	12		
福島県	8	456		
茨城県	6	660		
栃木県	5	497		
群馬県	9	432		
埼玉県	21	1,270	4	235
千葉県	17	2,176	10	1,102
東京都	9	782	8	655
神奈川県	6	1,464	2	58
新潟県	1	13		
富山県	1	12	1	12
石川県	2	264		
長野県	1	24		
岐阜県	1	44		
愛知県	15	1,112	2	126
福井県	1	51		
滋賀県	2	106		
京都府		634	3	436
大阪府	4	308	1	63
兵庫県	17	2,433	9	1,805
奈良県	2	100	1	63
和歌山県	2	66	1	34
島根県	1	126		
岡山県	1	12		
広島県	7	428	2	55
山口県	2	58	2 2	58
徳島県	1	10	1	10
香川県	1	70		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
福岡県	2	95		-
佐賀県	1	17		
長崎県	1.	105		
大分県	6	811	2	56
宮崎県	5	285	2	20
鹿児島県	2	210		
沖縄県	9	372	1	15
合計	190	17,074	54	4,912

備考 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。